

2019(平成31)年度Wi-Fi環境整備支援事業Q&A

補助対象施設		
No.	問	回答
1	補助対象施設である「観光拠点施設」の要件の中で、「外国人旅行者が訪れる公共的な観光施設等」とありますが、外国人旅行者の訪問人数の目安はありますか。	目安は特に設けていません。申請書の欄に現状を記入してください。 なお、社寺等の宗教施設については、日本人・外国人を問わず年間の観光入込客数が概ね1万人以上とします。
2	補助対象施設である「観光拠点施設」の要件の中で、「外国人旅行者が訪れる公共的な観光施設等」とありますが、「公共的な」施設とはどのような基準で判断されるのでしょうか。	以下の基準に基づき、当該施設が要綱上の「公共的な」施設に該当するかどうかを判断します。 ①施設への入場や利用が無料 ②集客・物販・宿泊等営利を目的とした施設ではない ③社寺等宗教施設である ④博物館や文化財として、法律・条例に基づく登録等を受けている  ①～④のいずれかに該当する施設は、原則として「公共的な」施設に該当するものとします。
3	「外国人観光客が訪れる公共的な観光施設等」に該当しない場合は、補助対象になりませんか。	該当しない場合でも、補助対象となるケースがあります。具体的には、外国人旅行者に対して無償で観光サービスを提供する公共スペースに設置するケースです。
4	具体的に、宿泊施設は補助対象となりますか。	宿泊施設は、Q2の基準に照らし、原則として補助対象となりません。ただし、例えば、ロビーで訪れた外国人旅行者に対して無償で観光案内を行っている場合には、当該ロビーについては補助対象となり得ます。(Q5に記載のとおり、一定の体制が整備されていることを条件とします。)
5	集客・物販・宿泊等営利目的の施設であっても、ロビーに多言語の観光案内パンフレットを置いている場合は補助対象になりますか。	単に多言語観光案内パンフレットを置いているだけでは補助対象になりません。外国語対応できるスタッフの配置、通訳・翻訳機器の導入、翻訳アプリを入れたタブレットの配備など、外国人旅行者に対して観光案内サービスを提供できる体制が整っている場合に限り得ます。

6	複数の施設に無料Wi-Fiを整備する場合は、施設ごとに補助金が交付されますか。	施設ごとに交付されます。ただし、建物が別であっても、同一敷地内で一体的に運用されている場合などは、一つの施設としてカウントします。
<b>設置場所</b>		
7	無料Wi-Fiの設置場所に指定はありますか。	あります。案内窓口周辺・展示スペース・待合スペースなどに限ります。飲食・物販・宿泊（客室等）スペースは不可です。
<b>設置するWi-Fiの基準</b>		
8	利用者の利便性の観点から、メールアドレス登録などの認証行為なしで使用できるWi-Fiを設置してもよいですか。	認証行為なしで使用できるWi-Fiの設置は、不正利用防止の観点から原則として認められません。ただし、利用者の容姿や氏名等の確認を取ることが可能な場所での使用時を除きます。
<b>交付決定等</b>		
9	交付決定は先着順ですか。	先着順です。書類に不備・不足等があった場合は、当該不備等が補正されてからの順番となります。
10	事業着手はいつから可能ですか。	(公社)ひょうごツーリズム協会からの補助金交付決定通知を受けてから、事業着手が可能です。それ以前に着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。